

令和4年4月から

## 貸付に係る利率が引き下げられます

すべての貸付種別について、令和4年4月償還分からの貸付利率を改定します。  
(令和4年3月貸付分より新しい利率が適用となります。)

なお、令和3年1月以降に借り受け、利率改定後も償還がある貸付についても、特例的に今回の利率改定の対象となります。対象となる方へは、後日、3月末の未償還元金に新利率を適用して計算した新しい償還表を送付します。

			現 行	改定後
月利（年利）			0.1050% (1.26%)	0.0825% (0.99%)
毎 月 の 償 還 額  例	借 入 額	償 還 回 数		
		100 万円	30 回	33,879 円
		* 60 回	17,206 円	17,089 円
	200 万円	* 60 回	34,412 円	34,179 円
	500 万円	120 回	44,369 円	43,780 円
	1,000 万円	* 240 回	47,159 円	45,945 円

\*は最大の償還回数（資金種別により異なる）

- ◇ 貸付は、その用途により7種類（このうち生活資金貸付は用途を問わず）受けることができます。
- ◇ 申込は随時受付し、提出書類に不備等がなければ申込書受理後7～10日で業務用口座へ送金します。
- ◇ 現在償還中の貸付がある場合も、用途が異なるときは別途新規での貸付申込みが可能です。また、用途を同じくするときは借換（要件あり）により借受額を増額できます。

申込書等は本会指定様式（※）をご使用ください。  
※所属に備付けの「福利厚生事務の手引」をコピー  
または本会ホームページよりダウンロード

- ◆ 毎月の償還は、一定額を給与から自動引き去りとなります。
- ◆ 償還中に無給になるとき等（規程に定める事由に限る）は申請により無利子で猶予が受けられます。
- ◆ 自己資金に余裕があるときは申出により臨時償還（全額・一部）が可能です。
- ◆ 退職・異動により退会したときは、原則一括で全額償還していただきます。